

15 東京法学院学則改正（明治二十七年八月）

（欄外注記1）
 明治廿七年八月十一日受
 内務部第三課主任高橋磯八郎（印）
 知事（三浦安印） 内務部長（山泉印） 第三課長（李家印） 学務掛（奥村印）
 東京法学院学則 認可指令按

神田区錦町二丁目二番地
 東京法学院設立者

（朱書）
 〔神戊二四二〇〕
 菊池武夫

明治廿七年八月附願其院学則改正ノ件認可ス

知事

（欄外注記2）

（朱書）
 〔前同号〕
 右ニ付文部大臣へ開申按

東京法学院学則改正ニ付開申

（割印）
 府下神田区錦町私立東京法学院学則別紙ノ通改正願出認可候
 ニ付此段開申候也

年 月 日

知事

文部大臣宛

理由 本件ハ彙ニ不都合ノ廉有之一旦返却指示候処夫々訂正ヲ
 加へ更ニ提出セシモノニテ尚調査スルニ最早支障無之存候付
 認可ノ上成規ニ従ヒ文部大臣へ開申相成可然本按高裁ヲ仰
 候

(欄外注記1)

「収受二十七年八月九日・神戊二四二〇号」判決八月十一日

「施行八月十四日」

(欄外注記2)

「完結」「帳簿記載済」

(欄外注記1)
明治廿七年七月卅一日受
日出

内務部第三課主任高橋磯八郎(印)

知事 内務部長(山県印) 第三課長(李家印) 学務掛(奥村印) (横田印)

東京法学院学則改正ニ付神田区长へ照会按

(朱書)
(神戊第二二九七号ノ二)

私立東京法学院学則改正ノ儀ニ付別紙願出候処附箋ノ廉訂正ノ

上〔ヲ加ヘシメラレ又〕其区ヲ經由差出候様御指示相成度別紙

相添此段照会及候也

年月日

内務部長

(印) 神田区长宛

追テ学則ハ別ニ文部大臣へ上申可相成ニ付今一通差出候様御示
諭有之度此段申添候也

(欄外注記2)
今般本院学則別冊之通り相改メ次学年(来ル九月)ヨリ実施仕

度候ニ付御認可被成下度此段奉願候也

東京市神田区錦町二丁目二番地

東京法学院設立者

明治廿七年八月 日

法学博士、菊池武夫(印)

東京府知事 三浦 安殿

(割印)
追而目下次学年始期ニ切迫致候ニ付至急仰御指令度候
前書出願ニ付奥印候也

明治廿七年八月九日 東京市神田区长 沢 簡徳(印)

東京法学院学則

趣旨

本院ハ法律及一般政治思想ノ養成ヲ目的トシ本邦制定ノ法律並
ニ経済ニ関スル學術ヲ教授ス尚ホ其精理実練ノ効程ヲ進ムル為
メニ広ク英仏独ノ法律ヲ参加講修セシム

但其教授ハ邦語若クハ英語ヲ以テス

第一章 学科及学曆

第一条 本院ニ英語法学科及邦語法学科ノ二科ヲ置ク

第二条 英語法学科及邦語法学科共修業年限ヲ三箇年トス其課

程及授業時間ハ終尾ニ掲クル課程表ニ拠ルモノトス

学年ハ九月十一日ニ始マリ翌年七月十日ニ終ル之ヲ前後ノ二

学期ニ分チ九月十一日ヨリ二月十日迄ヲ前期トシ二月十一日

ヨリ七月十日迄ヲ後期トス

第三条 本院休業日ハ左ノ如シ

自七月十一日至九月十日 自十二月廿六日至翌年一月六日

日曜日及大祭祀日

第二章 生徒及院友

第四条 本院生徒ヲ英語法学科生及邦語法学科生ノ二種ニ區別

シ更ニ其等級ヲ学年数ニ準シテ第一年級第二年級第三年級ノ

三級ニ分ツ

第五条 本院生徒ハ本院書庫ニ備付クル圖書ヲ閲覧シ本院出版ノ講義録並ニ書籍ヲ実価ニテ買受クルコトヲ得

但授業料ニ怠納アル者ハ此限りニアラス

第六条 本院所定ノ学科ヲ卒ヘタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第七条 本院ノ卒業証書ヲ有スル者ハ本院々友ト為ス院友ハ常

ニ本院ニ出入シテ講師ニ就キ學術上ノ質疑ヲ為シ若クハ本院書庫ノ圖書ヲ閲覧スルコトヲ得

第三章 入学、在学、退学

第八条 本院ニ入学ヲ許可スルハ年齢十七年以上ノ男子ニシテ尋常中学校尋常師範学校及之ト同等以上ノ学科ヲ授クル学校ノ卒業証書ヲ有スル者若クハ左ニ掲クル二種ノ試験中其一ニ合格シタル者ニ限ル

甲種

一 国語 一 訳文 一 数学（四則、分数、比例）

一 英語（但英語法学科ニ入学スル者ニ限り試験ス）

乙種

一 倫理 一 数学 一 国語及漢文 一 歴史

一 地理 一 博物 一 物理 一 化学

一 図画 一 英語

以上兩種ノ試験共其学科程度ハ特ニ記載スル者ノ外ハ尋常中
学科卒業ノ程度ニ抛ル

第九条 入学試験ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ甲種ハ金参

拾銭乙種ハ金壹円ヲ納ムヘシ

第十条 第二級ニ入学スルコトヲ得ヘキ者ハ第八条ノ資格ヲ

有シ且該級生徒ノ履修シタル各級諸科目ニ就キ試験ヲ経テ合格シタル者ニ限ル此試験ヲ編入試験ト称シ受験者ヨリ手数料

トシテ金五拾銭ヲ納メシム

但他ノ指定学校第二級以上ノ生徒ニシテ本院ノ相当級ニ入学ヲ請フ者ハ試験ヲ要セスシテ之ヲ許ス然レトモ若シ本院学科中他ノ指定学校ニ於テ履修セサル課目アルトキハ該科目ニ限り之ヲ試験ス

第十一条 本院入学期ヲ六月九月及二月ノ三回トス然レトモ此

定期前ニ補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十二条 入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ本院ヨリ定式ノ「在学証」用紙ヲ受ケケ之ニ規定ノ記入ヲ為シ保証人ト連署シテ教務係ニ差出スヘシ

第十三条 保証人ハ身元確實ニシテ東京市内ニ一家計ヲ立ツル

丁年以上ノ男子タルコトヲ要ス

但本院ニ於テ取調ノ上不相当ト認メタルトキハ其改選ヲ命ス

此場合ニ於テ速ニ改選セサルトキハ登院ヲ停止スルコトアルヘシ

第十四条 本人若クハ保証人ニシテ姓名ヲ改メ若クハ本籍宿所

ヲ移転シタルトキハ其都度教務係ニ届出ツヘク又保証人東京市外ニ転居スルカ若クハ死亡其他ノ事由ニ依リテ保証人ヲ變更シタルトキハ更ニ在学証ヲ差出スヘシ

第十五条 英語法学科ヨリ邦語法学科ニ転シ又ハ邦語法学科ヨ

リ英語法学科ニ転セントスル者ハ学期又ハ学年終リニ於テ教

務係ニ届出テ其承認ヲ経ヘシ

第十六条 退学セント欲スル者ハ保証人連署ノ上其旨ヲ教務係ニ届出ツヘシ

第十七条 学業劣等ニシテ成業ノ見込ナキ者、品行不良ニシテ生徒ノ面目ヲ汚ス者及故ナク登院セサル者ハ退学セシム

第十八条 届出ノ有無ヲ問ハス欠席三ヶ月以上ニ渉ルトキハ退学者ト見做シ学籍ヨリ削除スヘシ

第四章 試験

第十九条 毎学年ノ終リニ於テ学年試験ヲ举行ス尚学年中ニ学期試験ヲ举行スルコトアルヘシ

但学期試験ヲ举行セントスルトキハ三十日以前ニ其期日ヲ広告スヘシ

第二十条 試験ノ方法ハ筆記及口述ノ二ト為ス

但第一年級及第二年級ニアリテハ口述試験ヲ行ハス

第二十一条 各課目百点ヲ以テ満点ト為シ左表ノ定規ニ拠リ及第落第ヲ定ム

諸科目得点平均数	六十点未満科目数	同上点数	結果
六十点以上	無		及第
六十点以上	一課目	三十点以上	及第
六十点以上	二課目	三十点以上	及第
六十点以上	三課目以上	五十点以下	落第
六十点以上	一課目	三十点以下	落第
六十点以下			落第

第二十二条 疾病其他止ムヲ得サル事故アリテ学年試験ニ欠席シタル者ノ為メ詮議ノ上次学年ノ始メニ於テ補欠試験ヲ举行ス

此場合ニ於テハ手数料トシテ一科目ニ付金參拾錢ヲ納メシム

第二十三条 試験成績ハ学業ノ優劣ニ随而列叙セル席次表ニ平均得点数ヲ附載シテ之ヲ揭示ス

但成績表ヲ印刷ニ附シテ各生徒ノ保証人ニ配付スルコトアルヘシ

第五章 学費

第二十四条 本院ニ入学スル者ハ束脩トシテ金壹円ヲ納ムヘシ

第二十五条 授業料ハ一学年金拾壹円トシ欠課ノ有無ニ拘ハラス之ヲ左ノ二期ニ徴収ス

第一期九月十一日 第二期二月十一日

但当分ノ内月割ヲ以テ分納スルモ妨ケナシ

第二十六条 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学以前及退学以後ノ授業料分納金ヲ免除シ又相当ノ理由アリテ届出ノ上欠課スル者ハ授業料分納金ノ内一ヶ月分ニ限り之ヲ免除ス

但十六日以後ニ入学シタル者ハ該月授業料分納金ノ半額ヲ納ムヘシ

第二十七条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日迄ニ會計係ニ納附シ之レト引替ニ聴講券ヲ受取ルヘシ

第二十八条 既ニ納附シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返附セ

ス

第二十九条 授業料ニ怠納アル者ハ納付済ノ上ニアラサレハ学期

及学年ノ試験ニ出席スルヲ許サス

第六章 特待生及貸費生

第三十条 學術優等品行方正ナル生徒ヲ撰ヒテ本院ノ特待生ト
ス

第卅一条 特待生ハ毎学年末其学年試験成績ニ依リ講師會議ニ
於テ之ヲ定ム

第卅二条 特待生ハ授業料ヲ免除ス

第卅三条 特待生ハ其学年内ニ於テ品行不良學業懈怠若クハ疾
病ニ罹リ成業ノ目途ナキ者ト認ムルトキハ之ヲ除名ス

第卅四条 學術優等品行方正ナル生徒ニシテ學費支弁ノ途ナキ
者ハ貸費生トシテ本院ヨリ当該学年内年額七拾二円以内ヲ支
給スヘシ

第卅五条 貸費生ハ前学年ノ試験成績ニ依リ毎学年ノ始メニ講
師會議ニ於テ之ヲ定ム

第卅六条 貸費ヲ受ケント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ
院長ニ宛テ、差出スヘシ

第卅七条 貸費ヲ受ケタル者ハ總テ卒業後三ヶ月目ヨリ貸費ヲ
受ケタルト均シキ期限内ニ於テ其金額ヲ月賦返納スヘシ

第卅八条 貸費ノ許可ヲ得タル生徒ハ本院ニ於テ相当ト認ムル
保証人二名ト連署シテ左ノ証書ヲ差入ルヘシ

一錢証
券印紙

誓 約 証

拙者儀今般貴院貸費生ト相成候ニ付テハ總テ貸費規程ヲ遵

奉スルハ勿論卒業ノ上ハ御貸与ノ資金規定ノ期限内ニ月賦
返納可仕此段誓約候也

何 生徒

年 月 日

姓 名 ㊦

右何某今般貴院貸費生ト相成候ニ付テハ在学中一切ノ事件
ヲ引受クヘキハ勿論卒業若クハ退学ノ後貴院御貸附金返納
ノ義務相怠リ候節ハ拙者共ニ於テ御弁済可仕此段保証候也

保証人

原籍族

現住所

姓 名 ㊦

東京法学院長殿

第卅九条 貸費生ハ其学年内ニ於テ品行不良學業懈怠若クハ疾
病ニ罹リ成業ノ目途ナキ者ト認ムルトキハ貸費ヲ止ムモノト
ス

第四十条 前項ニ依リ貸費ノ停止及退学ヲ命セラレ又ハ自己ノ
都合ニ依リ貸費ヲ辞シ若クハ退学スルトキハ貸附ヲ受ケタル
金額ヲ即時ニ返納スヘシ

第七章 補則

第四十一条 左ノ資格ヲ有シ本院ニ入学シタル者ハ徴兵令第十
一条及第廿一条ノ特例ヲ受クルコトヲ得

一、尋常中学校ノ卒業証書ヲ有スル者

一、尋常中学校ト同一ナル程度ノ学科ヲ授クル学校ノ卒業証

表 程 課

法 商 及 法 民							法 例	法 学 通 論	科 別	
法 權 物	法 權 人		法 理 代	法 統 相	法 族 親	論 總 法 民			前 期	後 期
既成民法中財産編 第一部財産取得編 第一章第二章	既成民法中財産編 第二部財産取得編 第四章第五章及第 七章商法第一編第 七章 (英国契約法及私犯 法ヲ参考トス)		既成民法中財産取 得編第十一編第 五章 及商法第一編第 八章		既成民法人事編中 親族ニ関スル部 及財産取得編第十 五章	主トシテ私権ノ主 上ノ行為ノ時効等 ニ関スル一般ノ理 論ヲ教授ス		一定ノ教科書ニ就 キ法律ニ関スル一 般ノ觀念ヲ授クル ヲ主旨トス	第一 年 級	
二	四		二		二	二	二	二	時間 毎週	
同	既成民法中債權 担保編第一部 (英国保証法ヲ参 考トス)		同	既成民法中財産取 得編第十三章及第 十四章	同	同			後 期	
上	既成民法中財産取 得編第二部財産第 五章及第七章商法 第一編第七章 (英国契約法及私 犯法ヲ参考トス)		上	二	上	上	二	二	時間 毎週	
二	二	三	二	四	二	二				
既成民法中債權担 保編第二部	既成民法中財産編 第一部第二章	同	同						前 期	
二	二	上	上						時間 毎週	
同	同	二	三						後 期	
上	上	同	同						時間 毎週	
二	二	上	上						時間 毎週	
							法 例		前 期	
							一		時間 毎週	
									後 期	
									時間 毎週	

表 程 課

擬律擬判	法理学	国際法	訴訟法	刑法	法 商 及 法 民																
					法抛証	法險保	法産破	法商海	法託寄	法買売	法形手	法社会									
		国籍法 既成民法人事編 中国民分限ニ関スル部分ニ	刑事訴訟法	汎論																	
		二	二	二																	
			同	同																	
			上	上																	
			二	二																	
訴訟演習	擬律擬判	分析法 (邦語科ニノミ課之)		各論				商法第二編 (英國海上法ヲ参考トス)	既成民法中財産取得編第三章商法第九章	商法第一編第十二章	既成民法中財産取得編第六章	商法第一編第六章	商法第一編第六章								
														二	二	二	二	二	二	二	
														同	同	同	同	同	同	同	
														上	上	上	上	上	上	上	
二	二	二		二				既成民法中財産取得編第十章 商法第一編第十章	二												
同	同	沿革法 (邦語科ニノミ課之)	国際私法 (原書科ニ於テハフット氏ノ著書ヲ用ユ)	国際公法 (原書科ニ於テハホルル氏ノ著書ヲ用ユ)	民事訴訟法 (裁判所構成法ヲ包含ス)			破産法及家資分産	商法第一編第八章 及第二編第八章	既成民法中証拠編第一部 (英國証拠法ヲ参考トス)											
															二	二	二	二	二	二	二
															同	同	同	同	同	同	同
															上	上	上	上	上	上	上
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二							

